

2020年度環境社会配慮確認・カテゴリに関する情報開示

三菱UFJ銀行は、2020年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）にフィナンシャルクローズしたプロジェクトファイナンス案件及びプロジェクト紐付きコーポレートローン案件、同期間にマンデートを取得したプロジェクトファイナンス、アドバイザリーサービスについて、赤道原則及び当行の「赤道原則運用ガイドライン」に基づき、「2020年度環境社会配慮確認・カテゴリに関する情報開示」を公表しています。

なお、当行は、各プロジェクトの環境・社会に対する潜在的なリスクと影響の程度に応じて、「赤道原則運用ガイドライン」に基づき、国際金融公社（IFC）のパフォーマンススタンダード、世界銀行の環境・衛生・安全（EHS）ガイドラインを参照しながら、カテゴリを付与しています。特にカテゴリAの評価に際しては、OECD コモンアプローチや公的機関のガイドライン等も参照し、赤道原則のカテゴリ定義に従って判断しています。

✓ マークのある2020年度実績は、デロイト トーマツ サステナビリティ株式会社による第三者保証を取得しています。

プロジェクトファイナンス

赤道原則を適用し、対象期間にフィナンシャルクローズしたプロジェクトファイナンス案件。

(単位：案件数)

	2020年度			
	カテゴリ			計
	A	B	C	
	10 ✓	51 ✓	9 ✓	70 ✓
セクター別	A	B	C	計
鉱業	- ✓	- ✓	- ✓	0 ✓
インフラ	2 ✓	6 ✓	1 ✓	9 ✓
石油・ガス	2 ✓	5 ✓	- ✓	7 ✓
電力	6 ✓	38 ✓	1 ✓	45 ✓
その他	- ✓	2 ✓	7 ✓	9 ✓
（石油化学）	- ✓	1 ✓	- ✓	1 ✓
（石油化学以外）	- ✓	1 ✓	7 ✓	8 ✓
地域別	A	B	C	計
米州	2 ✓	36 ✓	3 ✓	41 ✓
欧州中東アフリカ	3 ✓	7 ✓	- ✓	10 ✓
アジア太平洋	5 ✓	8 ✓	6 ✓	19 ✓
指定国・指定国以外の国	A	B	C	計
指定国	2	46	9	57

指定国以外の国	8	5	-	13
独立したレビューの有無	A	B	C	計
有り	10	51	7	68
無し	-	-	2	2

プロジェクト紐付きコーポレートローン

赤道原則を適用し、対象期間にフィナンシャルクローズしたプロジェクト紐付きコーポレートローン案件。

(単位：案件数)

	2020年度			
	カテゴリー			計
	A	B	C	
	3 ✓	2 ✓	- ✓	5 ✓
セクター別	A	B	C	計
鉱業	- ✓	- ✓	- ✓	0 ✓
インフラ	- ✓	- ✓	- ✓	0 ✓
石油・ガス	- ✓	1 ✓	- ✓	1 ✓
電力	1 ✓	- ✓	- ✓	1 ✓
その他	2 ✓	1 ✓	- ✓	3 ✓
(石油化学)	1 ✓	- ✓	- ✓	1 ✓
(石油化学以外)	1 ✓	1 ✓	- ✓	2 ✓
地域別	A	B	C	計
米州	1 ✓	1 ✓	- ✓	2 ✓
欧州中東アフリカ	- ✓	- ✓	- ✓	0 ✓
アジア太平洋	2 ✓	1 ✓	- ✓	3 ✓
指定国・指定国以外の国	A	B	C	計
指定国	2	-	-	2
指定国以外の国	1	2	-	3
独立したレビューの有無	A	B	C	計
有り	3	2	-	5
無し	-	-	-	0

プロジェクトファイナンス アドバイザリーサービス

対象期間にマンデートを取得した案件。

(単位：案件数)

	2020年度
	件数
	12
セクター別	件数
鉱業	0
インフラ	4
石油・ガス	3
電力	5
その他	0
（石油化学）	0
（石油化学以外）	0
地域別	件数
米州	4
欧州中東アフリカ	4
アジア太平洋	4

独立した第三者保証報告書

2021年9月30日

株式会社三菱UFJ銀行

取締役頭取執行役員 半沢 淳一 殿

デロイト トーマツ サステナビリティ株式会社
東京都千代田区丸の内三丁目2番3号

代表取締役

杉山 雅彦 

デロイト トーマツ サステナビリティ株式会社（以下「当社」という。）は、株式会社三菱UFJ銀行（以下「会社」という。）が作成した赤道原則の「2020年度 環境社会配慮確認・カテゴリーに関する情報開示」（以下「報告書」という。）に記載されている（✓）の付された2020年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）にフィナンシャルクローズしたプロジェクトファイナンス案件数及びプロジェクト紐付きコーポレートローン案件数（以下「案件数情報」という。）について、限定的保証業務を実施した。

会社の責任

会社は、赤道原則及び会社の「赤道原則運用ガイドライン」（以下「会社が採用した基準」という。）に準拠して案件数情報を作成する責任を負っている。

当社の独立性と品質管理

当社は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力と正当な注意、守秘義務、及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく、国際会計士倫理基準審議会の「職業会計士の倫理規程」が定める独立性及びその他の要件を遵守した。また、当社は、国際品質管理基準第1号「財務諸表の監査及びレビュー並びにその他の保証及び関連サービス業務を行う事務所の品質管理」に準拠して、倫理要件、職業的専門家としての基準及び適用される法令及び規則の要件の遵守に関する文書化した方針と手続を含む、包括的な品質管理システムを維持している。

当社の責任

当社の責任は、当社が実施した手続及び当社が入手した証拠に基づいて、案件数情報に対する限定的保証の結論を表明することにある。当社は、「国際保証業務基準 3000 過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」（国際監査・保証基準審議会）に準拠して、限定的保証業務を実施した。

当社が実施した手続は、職業的専門家としての判断に基づいており、質問、文書の閲覧、分析的手続、算定方法と報告方針の適切性の検討、報告書の基礎となる記録との照合又は調整、及び以下を含んでいる。

- ・ 赤道原則の適用に関する責任者への質問を実施した。
- ・ 案件数情報に関する内部統制の整備状況に関する、質問、証拠及び関連文書の閲覧を実施した。
- ・ データの網羅性、データ収集方法、原始データを評価するため、案件数情報に対して、試査により入手した根拠資料との照合及び、再計算を実施した。

限定的保証業務で実施する手続は、合理的保証業務に対する手続と比べて、その種類と実施時期が異なり、その実施範囲は狭い。その結果、当社が実施した限定的保証業務で得た保証水準は、合理的保証業務を実施したとすれば得られたであろう保証水準ほどには高くない。

限定的保証の結論

当社が実施した手続及び入手した証拠に基づいて、案件数情報が、会社が採用した基準に準拠して作成されていないと信じさせる事項はすべての重要な点において認められなかった。

以上